

長野県アレルギー疾患医療連絡会議開催要綱

(目 的)

第 1 本県のアレルギー疾患医療の推進に当たり、必要な事項を検討する上で、有識者等の意見を聴くため、アレルギー疾患医療連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

なお、会議は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第 2 連絡会議の構成員に意見を聴く事項は、次のとおりとする。

- (1) アレルギー疾患医療に係る現状や課題の把握に関すること。
- (2) アレルギー疾患に係る診療体制の整備に関すること。
- (3) アレルギー疾患に係る予防及び啓発に関すること。
- (4) その他、アレルギー疾患医療の推進に関すること。

(構 成)

第 3 連絡会議は 12 人以内で構成する。

2 構成員は、アレルギー疾患医療に関し学識や経験を有する医療関係者、関係団体、当事者等により構成する。この場合において、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

(座 長)

第 4 連絡会議に座長を置く。

(補 則)

第 5 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 20 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 12 月 10 日から適用する。